

令和4年9月13日

令和4年10月からの短時間労働者適用拡大についてのご案内

令和4年10月1日から「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」の一部が施行されることにより短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の適用が拡大されます。

適用拡大に該当の事業所様には本年8月末頃から順次、日本年金機構より「特定適用事業所該当事前のお知らせ」が送付されているところです。

新たに適用拡大に該当される事業所様には、当健康保険組合への手続きが必要となりますので以下ご案内いたします。

令和4年10月改正 適用拡大の要件

被保険者の総数 (短時間労働者を除く)	常時100人超
労働時間 (平成28年改正と同じ)	週の所定労働時間が20時間以上
賃金 (平成28年改正と同じ)	月額88,000円以上
勤務期間	継続して2か月を超えて使用される見込み (通常の被保険者と同じ)
適用除外 (平成28年改正と同じ)	学生ではないこと

○事業所様の当健保へのお手続き

申請書類	「特定適用事業所該当届」 <添付資料> 日本年金機構発出の「特定適用事業所該当事前のお知らせ」 または「特定適用事業所該当通知書」の写し
------	---